令和2年度内部監査結果報告書

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

理事長深代敬久殿

監査室長 羽鳥 和也

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園内部監査規程(以下、「監査規程」という。)第16条に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下、「のぞみの園」という。)の令和2年度内部監査結果について、下記のとおり報告する。

記

1. 監查概要

令和2年度内部監査計画書に基づき、のぞみの園における支援・介護マニュアル集に基づく支援・介護、与薬ルールの実施状況の確認、個人情報の管理状況、情報セキュリティ対策の運用状況、法人文書の管理状況、物品の管理状況、利用者所持金の管理状況及び各部の出納員における現金管理状況、内部統制に関する基本的な取り組み状況、業務全般の執行状況、過去の内部監査における改善提案事項の改善・是正状況等について、のぞみの園の規程等に基づき適正に業務が行われているか監査した。

(1) 監査実施期間

令和2年8月25日(火)から令和2年12月3日(木)

(2)被監査部

- ・総 務 部(総務課、会計課、管理室)
- ・事業企画部(サービス調整企画課、研修・養成課)
- •研 究 部 (研究課)
- ・生活支援部(生活支援課、特別支援課、あかしあ寮、もくれん寮、 こすもす寮、くろまつ寮、こばと寮、あじさい寮、は ばたき・ひなた寮)
- 地域支援部(地域支援課、就労・活動支援課)
- •診療 部(庶務課、看護課、発達支援課)

(3) 監査責任者及び監査担当者

監查責任者 羽鳥和也監查室長

監查担当者 吉田衣里奈監查係、星野恵美監査係

織茂智行生活支援部生活支援課·特別支援課支援調整役 木村晃信 C I O 補佐官

(4) 監査手続き等

監査規程第13条に基づき必要事項を記載した実施通知を被監査部の長に発出するとともに、事前に依頼した令和2年度内部監査チェックリスト等に基づき、監査責任者及び監査担当者の5名により、ヒアリング及び実地監査を実施した。

2. 監査結果

(1) 適正事項

- ○支援・介護マニュアル集に基づく支援・介護ルールの実施状況の確認に ついて
 - ・日常業務の中で、支援の手引きや緊急時の対応マニュアル等に基づい た支援が実施されるよう周知されている。
 - ・利用者の障害特性の多様化から部内・課内において、障害特性に関する勉強会等を開催するとともに、個々の支援マニュアル等を作成して専門性の高い支援の提供に努めている。

○個人情報の管理状況について

「個人情報管理規程」(平成17年規程第42号)に基づき適正に管理されている。

○情報セキュリティ対策の運用状況

「情報セキュリティポリシー(平成28年規程第262-2号)に基づき適正に運用されている。

○物品の管理状況

・令和元年度に取得した10万円未満の物品のうち、内部監査対象部門 に供用した21品目について現物を確認した。

○利用者所持金の管理状況について

「利用者の年金等預かり金の管理に関する事務処理基準」(平成15年基準第30号)、「利用者等が取得する物品等の取扱い方針」(平成15年方針第30号)に基づき適正に管理されている。

○各部の出納員における現金管理状況について

「出納員事務取扱基準」(平成15年基準第16号)に基づき適正に管理されている。

○内部統制に関する基本的な取り組み状況について

- ・新型コロナウイルス感染リスクに対し、感染症対策委員会を中心に法 人全体で感染防止対策に取り組んでいる。
- ・オンラインを利用した研修、セミナー、会議の開催や在宅勤務実施要 領を定め年度計画・業務目標の達成に向けた取り組みを行った。
- ・ICTを活用した業務の効率化に対し、障害者支援記録管理システムを導入し10月より本格稼働して運用を行っている。今後データの利活用及び業務の効率化について引き続きモニタリングを行う。

○業務全般の執行状況について

第4期中期目標及び中期計画並びにのぞみの園の規程等に基づく年度 計画等の執行状況について確認を行ったところ、各部において目標等の達 成に向けた取り組みがされている。

また、将来に向けた人材育成の取組や他部門からの業務協力体制による 効率化を図る一方、メンタルヘルスケアの体制を整備し周知を図るなど多 様な課題に対応している。

(2) 指摘事項

○法人文書の管理状況について

「法人文書管理規則」(平成23年規程第155号)に基づく法人文書の適正な管理について確認したところ、概ね適正に管理されていた。しかしながら、登録文書と現物が一致しないものが一部見受けられたので担当者に対し令和2年12月末までに修正するよう指導した。

○内部統制に関する基本的な取り組み状況について

・情報の伝達については、部会や寮長会を開催し、重要な情報の共有に 努めているところであるが、事務部門は部会の開催実績がなく、情報伝 達のための手段が曖昧となっており、担当者に対し令和2年12月末ま でに改善するよう指導した。

3. 過去の内部監査における改善・要請事項の状況について

(1) 個人情報の管理状況について

個人情報の管理状況について、令和元年度内部監査における改善・ 是正状況について確認したところ、法人が外部で開催するセミナー等の 名簿の管理について、適正に管理されていることを確認した。

(2) 法人文書の管理状況について

法人文書の管理状況について、令和元年度内部監査における改善・ 是正状況について確認したところ、登録文書と現に保管している文書の 不一致について、改善を確認した。

(3) 内部統制に関する基本的な取り組み状況について

内部統制に関する基本的な取り組み状況について、令和元年度内部監査における改善・是正状況について確認したところ、誤与薬防止については、生活支援部長より寮長会等で与薬ルールの遵守について周知し、改善に努めていることを確認した。引き続き与薬ルールの徹底と必要に応じたルールの見直しについて検討するよう指導した。

4. 監査結果に対する意見等

令和2年度に実施した内部監査においては、支援の現場において、障害福祉サービス及び医療サービスの提供にともなう利用者の身体、生命及び財産若しくは人権保護の観点などに影響する、問題となるような事象は確認されず、適切に支援が行われていることが認められた。

一方、事務処理に関して、前記2(2)のとおり、法人文書管理、内部統制について、規程等に則した運用が一部で行われていない事項が認められたため、期限を設けて改善に取り組むよう指導した。

のぞみの園においては、今後とも継続した内部監査の実施により、引き続き、利用者の視点に立った適切な支援及び運営と規程等に則した事務処理の 実施、内部統制の浸透等について確認し、適時、改善・是正に努めていく必要がある。